

蜜蜂を飼育している皆さまへ

蜜蜂を飼育する方（趣味の範囲で飼育している方を含む）は、養蜂振興法に基づく「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。

【届出対象者】

- ・原則、蜜蜂を飼育する全ての方が対象です。ただし、一部届出不要の場合もありますので詳しくは下記の県民局までお問い合わせください。

【届出時期】

- ・毎年1月31日まで
(年の途中で新たに蜜蜂の飼育を始めた場合は、随時届出を行ってください。)

【届出事項】

- ・届出者の住所、氏名、電話番号、飼育場所、飼育予定蜂群数など。

【届出書類】

- ・岡山県農林水産部畜産課ホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/page/406857.html>) から様式をダウンロードしていただくか、下記の県民局までお問い合わせください。

【書類提出先・お問い合わせ先】

岡山県美作県民局 農林水産事業部
農畜産物生産課 畜産第一班
〒708-8506 津山市山下53
電話(0868)23-1310

農業者年金について

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせもつ政策年金です。

(1) 農業従事者なら誰でも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。
- 家族従事者も加入できます。

(2) 保険料は積立方式です。

- 将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度です。

(3) 保険料を自由に選択できます。

- 毎月の保険料は20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で加入者自身が選択

できるとともに、いつでも見直すことができます。

(4) 税制面でのメリットがあります。

- 保険料は全額社会保険料控除（所得控除）の対象となります。
- 年金は公的年金等控除の対象となります。

(5) 80歳までの保証が付いた終身年金です。

- 年金は終身受給できます。
- 80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れると仮定した金額を死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

お申込みはお近くのJA窓口へ

詳しくは農業者年金基金ホームページ
<http://nounen.go.jp/>

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金
電話(03)3502-3199(相談員)
電話(03)3502-3942(企画調整室)

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です ～入っていますか？労働保険～

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

従業員を一人でも雇用された場合は、法律により労働保険の加入が義務付けられています。そのため、事業主は労働保険料の申告・納付手続きや雇用保険被保険者に関する手続きを行う必要があります。まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、一日も早く手続きいただけますようお願いいたします。電子申請で手続きを行うことも可能です。

お問い合わせ先

ハローワーク津山雇用保険課適用担当 電話(0868)35-2671
津山労働基準監督署 電話(0868)22-7157